

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 請願・陳情の審査

(2) 陳情第24号 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出に関する陳情

(3) 陳情第26号 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出に関する陳情

資料1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

資料2 オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

令和5年11月21日

健康福祉局

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

1 関係法令による位置づけ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の健康保険証を原則廃止するとともに、オンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対しては被保険者本人等の申請に基づき、資格確認書を交付するという内容が盛り込まれました。

なお、施行期日は公布の日から1年6月以内の政令で定める日とされています。

2 現状を踏まえた国への要望

マイナンバーカードの健康保険証利用については、被保険者の過去の健診・医療データに基づいた質の高い医療や、電子処方箋の普及による適正な処方・調剤情報により、多剤重複投薬・併用禁忌の防止等、正確な情報による適切な医療を効率的に提供できる大きなメリットがあるとされています。

また、医療機関や保険者においても、資格喪失後受診や負担割合変更前後による差額発生、資格過誤による未収金の問題の解消など、事務負担の軽減に繋がるものとされています。

一方で、全国的にはオンライン資格確認において、システムの不具合等により正確な情報が取得できない事象が確認されるなど、利便性を発揮する以前に解決すべき課題がいくつか見られたことから、登録システムについての抜本的な見直し、再発防止・情報提供の徹底、また、被保険者、医療機関、保険者に新たな事務負担を生じさせないことなどを、神奈川県及び、県内保険者との連名で、国に対し要望を行ったところです。

3 本市の対応

現在、国においてマイナンバー情報の総点検を行うと同時に、保険証利用登録をされていない方には、既存の被保険者証の代わりとなる資格確認書を職権で交付することを可能とするなど、信頼回復・不安払しょくに向けた対応を徹底するとしているところです。

本市国民健康保険としましては、改正後の運用に向けて国や県との情報共有を行い、被保険者の皆様が確実に保険診療を受けることができるよう、適切に対応してまいります。

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。※
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）

※現在は診療情報も閲覧可能

